

Ⅱ. 建築設計業務委託特記仕様書

第1章 業務概要

1 業務名称 : 壺屋焼物博物館外壁等改修工事（実施設計）

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 壺屋焼物博物館
- (2) 敷地の場所 : 那覇市壺屋1-9-32
- (3) 施設用途 : 博物館

（令和6年国土交通省告示第8号別添二第12号第2類とする。）

3 履行期間 : 着手の日から令和8年3月19日まで（完了検査受検を含む）

4 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) —— 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

5 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地の面積 : 1852.58 m²

イ 用途地域及び地区の指定 : 商業地域、第二種中高層住居専用地域、
地場産業振興地区（壺屋地区）、壺屋地区都市景観形成地域

(2) 施設の条件

ア 施設の延べ面積 : 1852.58m²

イ 主要構造及び階数 : 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下2階

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

(ア) 構造体 :

(イ) 建築非構造部材 :

(ウ) 建築設備 :

(3) 建設の条件

ア 予定工事費 : 82,830千円（消費税込み）

イ 予定建設工期 : 令和8年8月～令和9年2月

ウ 本業務後の建物本体に係る予防保全の周期 18年
（那覇市個別施設計画策定基本方針に基づく）

(4) その他

○作成する図面の図面目録は別紙（案）を参考に作成するものとする。

第2章 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（令和6年4月沖縄県土木建築部）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件（共通仕様書第3章10(2)）

- (1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
 - 建築士法（昭和25年法律第 202号）に規定する一級建築士または二級建築士
 - ・建築士法（昭和25年法律第 202号）に規定する建築設備士
 - ・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
- (2) 設備設計担当者の資格要件は次による。
 - ・建築士法（昭和25年法律第 202号）に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者
- (3) 積算担当者の資格要件は次による。
 - 社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

2 業務計画書（共通仕様書第3章5）

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書（第7号様式）及び管理技術者等通知書（第3号様式）を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第4号様式）
- (2) 各主任担当技術者の担当分野（【建築、構造、電気、機械】）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第4号様式）
- (3) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況（第4号様式）
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的内容及び担当技術者氏名（第21号様式）
- (5) 【建築、構造、電気、機械】以外の分担業務を追加する場合も(3)、(4)による
- (6) 設計方針の説明に関する資料（令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）
- (7) 業務工程表（第16号様式）

3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

(1) 一般業務（共通仕様書第2章(1)）

ア 基本設計（省略）

イ 実施設計

項 目		対 象 外 業 務
○要求の確認	○発注者の要求等の確認	・
	○設計条件等の変更等の場合の協議	・
○法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	○法令上の諸条件の調査	・
	・計画通知に係る関係機関との打合せ	・
○実施設計方針の策定	○総合検討	・
	○実施設計のための基本事項の確定	・
	○実施設計方針の策定及び発注者への説明	・
○実施設計図書の作成	○実施設計図書の作成	・
	・計画通知図書の作成	・
○概算工事費の検討		・
○実施設計内容の発注者への説明等		・

ウ その他

- 委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（各種技術資料を含む。）
- 委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成

(2) 追加業務（共通仕様書第2章(2)）

○建築積算業務

- 1 積算数量算出書の作成
- 2 拾い図の作成
- 3 単価作成資料の作成
- 4 見積徴収
- 5 見積検討資料の作成

- ・電気設備積算業務
- ・給排水衛生設備積算業務

- ・ 空気調和・換気設備積算業務
- ・ 昇降機設備積算業務

④透視図作成等

- ・ 模型製作等
- ・ 建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続業務（必要な資料の作成を除く。また、履行期間内に確認済証を受けること。なお、申請手数料については、精算により業務委託料に追加計上する。）
- ・ 建築基準法第18条第4項に基づく構造計算適合性判定に係る手続業務
- ・ 判定を依頼する構造計算適合性判定機関：
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・ リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

④概略工事工程表の作成

- ・ 営繕事業広報ポスターの作成
- ・ 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県公共施設（沖縄県土木建築部が行う建築物及びその他の付帯施設をいう。以下、同じ。）の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（平成27年法律第53号）第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定にかかる業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- ・ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・ 県有建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
- ・ 建築基準法に基づく許可申請手続業務（許可申請内容： ）
- ・ 都市計画法に基づく許可申請手続内容（許可申請内容： ）

④景観法に基づく手続き業務

- ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・ 沖縄県景観評価システムに基づく検討業務
- ・ 設計概要リーフレットの作成
- ・ コスト縮減検討中間報告書の作成
- ・ コスト縮減検討報告書の作成
- ・ 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続業務（手続内容： ）
- ・ 特殊な屋外付帯施設に係る設計業務

④改修対象建物使用建材のアスベスト含有調査（別添「アスベスト調査業務概要書」による）

(3) 設計に必要な調査業務等

- ・土質調査業務（調査箇所数等については調査職員と協議の上決定する。また、調査費用は精算により業務委託料に追加する。）
- ・測量調査業務

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- イ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各1部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは最終成果を電子データ（CD-R）で納品することをいう。対象データ等の詳細については契約後に事前協議を行う。

なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第3章14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ 定例の推進会議（2週に1回程度）
- エ その他（ ）

(5) 適用基準等（共通仕様書第3章3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基 準 等	制定又は監修	年版等
ア 共通 ◎建築工事積算基準 ◎建築工事共通費積算基準 ◎建築工事標準単価積算基準 ◎建築工事積算基準等資料 ◎那覇市電子納品に関する手引き（案） ◎那覇市公共工事等環境配慮マニュアル ◎沖縄県公共建築物景観形成マニュアル ◎那覇市タウンカースタANDARD ・沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ◎建築物解体工事共通仕様書 ◎公共建築工事積算基準 ◎公共建築工事標準単価積算基準 ◎公共建築工事共通費積算基準	沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 那覇市 那覇市 沖縄県土木建築部 那覇市 沖縄県福祉保健部 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1} 国土交通省 ^{※1}	最新版 （以下同等）

イ 建築 ○建築工事特記仕様書（建築工事編） ○公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ○公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ○建築改修工事監理指針 ・木造建築工事標準仕様書 ○建築設計基準 ○建築工事設計図書作成基準 ○建築工事標準詳細図 ・木造計画・設計基準 ・敷地調査共通仕様書 ・擁壁設計標準図 ・構内舗装・排水設計基準 ○構造計画・施工計画の留意事項	沖縄県土木建築部 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※2} 国土交通省^{※2} 国土交通省^{※2} 沖縄県土木建築部	
ウ 建築積算 ○公共建築数量積算基準 ○公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ○公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ○建築工事内訳書作成要領（建築工事編）	国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※2}	
エ 設備 ・建築工事特記仕様書（電気設備工事編） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ・建築工事特記仕様書（機械設備工事編） ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ・建築設備計画基準 ・建築設備設計基準 ・建築設備工事設計図書作成基準 ・雨水利用・排水再利用設備計画基準 ・建築設備耐震設計・施工指針 ・建築設備設計計算書作成の手引	沖縄県土木建築部 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 沖縄県土木建築部 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※2} 国土交通省^{※2}	
オ 設備積算 ・公共建築設備数量積算基準 ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ・建築工事内訳書作成要領（設備工事編）	国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※1} 国土交通省^{※2}	

※1 国土交通省制定

※2 国土交通省監修

(6) 貸与品等（契約書第18条、共通仕様書第3章11(1)）

貸与品名	形式
・ 壺屋焼物博物館新築工事（建築）	・ A1 製本

引渡場所（壺屋焼物博物館） 引渡時期（契約締結後）
返却場所（壺屋焼物博物館） 返却時期（活用後速やかに）

(7) 業務委託料の変更（契約書第27条）等

- ・ 建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。

○本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初契約額÷当初設計額）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額で行うものとする。

(8) 部分払（契約書第36条の2）

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(9) 指定部分の範囲（契約書第37条）

（ ）

(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第37条の3）

- ・ 契約書第37条の3の特則は適用しない。
- ・ 本年度の前金払は行わないものとし、翌年度に本年度分と翌年度分の前金をあわせて請求できるものとする。（契約書第37条の3第2項）
- ・ 本年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。（契約書第37条の3第3項）

(11) 保険等（契約書第53条）

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

○労働者災害補償保険

(12) 成果物の提出場所 ： 那覇市 市民文化部 文化財課

(13) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(14) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第3章4(3)）

委託金額500万円以上の業務については、業務完了検査後10日（ただし、土、日曜及び祝日等は

除く。)以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。

(15)再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材(ゆいくる材)」とすること。

(16)再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17)暴力団員等による不当介入の排除対策

請負者は、当該業務委託の履行に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年1月12日)」に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止などの措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

(18)暴力団排除措置要綱に基づく排除措置

ア受注者(落札者)は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を法制契約課へ提出しなければならない。

イ受注者は、当該工事契約関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。)に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

ウ受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請用)を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

エ受注者は、その旨全ての当該業務委託関連者に周知しなければならない。

(19)本業務において、指示された設計と条件により、仮設計画(重機配置計画を含む)については、敷地内で収めるように十分検討を行うこと。

(20)本業務に係る対外的な説明及び調査物等の資料作成に協力しなければならない。(期日後においても同様とする。)

(21)本業務に関わる調整、会議、説明等は受注者により行い、その内容については打合せ記録簿を作成し、質疑等が出た場合は資料・対策等を含めて作成する。また、発注者が行う説明会等の補佐を行い、質疑応答等の記録簿を作成する。

(22)本仕様書に質疑が生じたときは、調査職員と協議の上決定する。

(23)受注者は、当該業務を受託したことにより知り得た秘密事項については他に漏らしてはならない。

5 成果物及び提出部数

業務完了時に提出する成果物(紙面)は以下のとおりとし、あわせて電子媒体(CD-R)で納品する。

(1)実施設計

成 果 物			規格	縮尺	部数	摘 要
建 築（総合）	一 般 業 務	○表紙兼図面目録	A3	—	各2部	※共通事項 A3 版 A4 折 ドッチファイル綴じて 提出 図面は原則、改修前及び 改修後を比較できるよう、 作図する。 各 2 面以上 各 4 面以上 適宜 剥離・亀裂他 平面、立面、詳細図 景観法に関するもの等 工法、資材提案等含む
		○特記仕様書	//	—	//	
		○仕上表	//	—	//	
		○面積表及び求積図	//	※調査員との	//	
		○敷地案内図	//	協議による	//	
		○配置図	//	//	//	
		○平面図（各階・屋根伏図）	//	//	//	
		○断面図	//	//	//	
		○立面図（各面）	//	//	//	
		・矩計図	//	//	//	
		・展開図	//	//	//	
		・天井伏図（各階）	//	//	//	
		・平面詳細図	//	//	//	
		・階段詳細図	//	//	//	
		○部分詳細図	//	//	//	
		○劣化状況調査図	//	//	//	
		○建具表	//	//	//	
		○仮設足場計画図	//	//	//	
		○工事費概算書	//	—	//	
		○各種計算書	A4	—	//	
・計画通知申請資料	//	—	//			
○関係法令申請資料	//	—	//			
○設計内容説明資料 （各種技術資料等）	//	—	//			
追 加 業 務		○拾い図（各種）	A4		各2部	
		○建築工事積算数量算出書	//		//	
		○単価作成資料	//		//	
		○見積書及び見積検討資料	//		//	

※必要に応じて上記項目及び内容の追加は、随時あるものとする。この場合、調査職員の指示又は承諾によるものとする。

※成果物は、調査職員の確認、承認を得た後、製本し期日内に提出すること。提出後の誤記等が認められた場合は速やかに修補すること。（期日後においても同様とする。）

※各面積表は、建築基準法による面積算定基準によるものを作成すること。

※各積算は、数量計算書には必ず拾図を添付しなければならない。

※見積者は3社以上を原則とする。

※その他、調査職員の指示によるものとする。

(2) その他の成果物

○工事監理用図面（規格、数量については調査職員と協議すること。）規格：A3 3部

○入札用図面（バラ又はPDFデータ、及びJW-CADデータ）（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

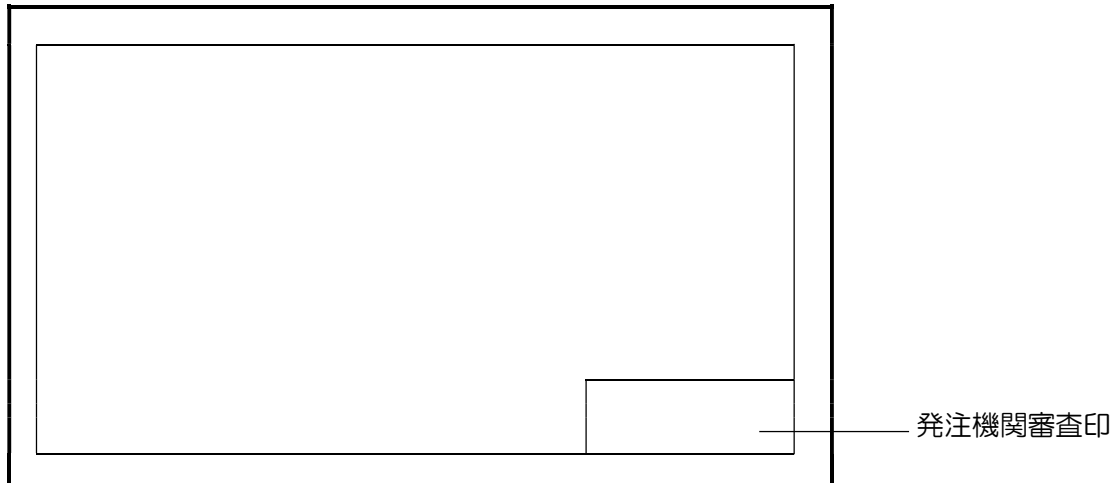
・設計原図（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

○電子納品CD（規格、数量等については調査職員と協議すること。）

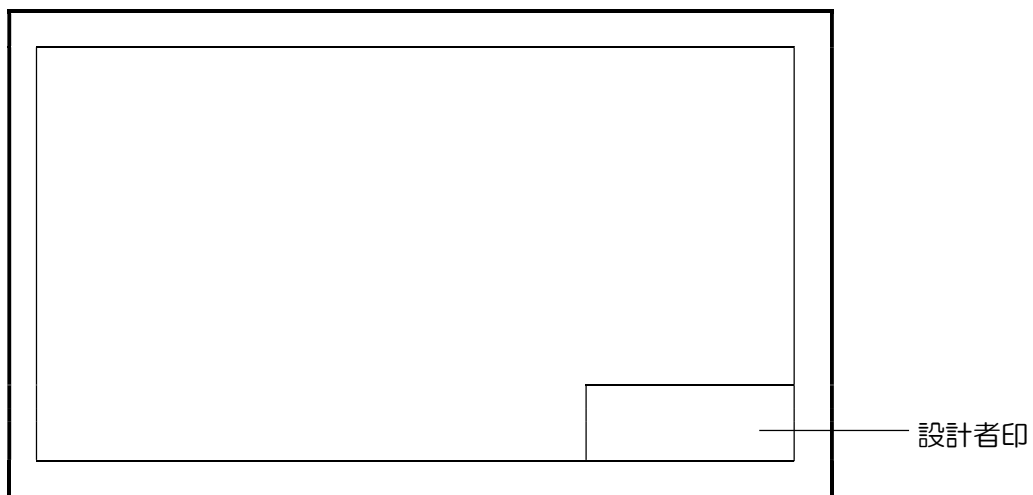
(3) 図面の形式等

ア 図面の形式は、調査職員との協議による。（以下は参考図）

(7) 表 紙



(1) 設計図



イ 発注機関審査印及び設計者印の様式は、調査職員との協議による。（以下は参考図）

(ア) 発注機関審査印

工事名称				工事年度	令和 年度	
工事場所				図面名称 縮 尺		
発注機関				図面番号		
摘 要				設 計 者	名 称	
審 査	課 長	主任調査員	調査員		資格者氏名	
					登 録 番 号	
					所 在 地	

(イ) 設計者印

工事名称				工事年度	令和 年度	
工事場所				図面名称 縮 尺		
発注機関				図面番号		
摘 要				設 計 者	名 称	
検 印	管理建築士	設 計	製 図		資格者氏名	
					登 録 番 号	
					所 在 地	

※法適合確認等が必要な場合、検印欄は調査職員と協議の上、適宜変更すること。

(4) 電子納品としない成果物の製本方法

第2章4(3)又は電子納品事前協議により電子納品としないこととした成果物については、契約用設計図書（正本）・（副本）を次のとおり製本すること。

ア 表紙

(背表紙)

正 工事名 令和〇年度 発注機関名

(表紙)

正

工 事 名
成 果 品

令和〇年度

発注機関名

(ア)工事名 : 壺屋焼物博物館外壁等改修工事

(イ)発注機関名：那覇市 市民文化部 文化財課

イ 製本の内容

(ア) 契約用設計書（正・副2部）

次の配列に従い製本すること。

- a.工事費積算数量算出（仕訳書・内訳書）
- b.単価作成資料
- c.見積書及び見積検討資料
- d.図面
 - ・ A 3 判白焼き図面を A 4 判に折り曲げ
- e.工事費積算数量算出書（数量調書、数量算出書）
- f.拾い図
- g.打合せ記録簿
- h.その他、設計内容説明資料等

ウ ファイルの留め金はドッチ式とする

別表 1

提出書類

(着手時)

書類名	部数	様式	根拠規定等	備考
着手届	1	指定様式		契約日の翌日
管理技術者（担当技術者）届	1	〃	約款第 15 条	契約後 14 日以内
管理技術者の資格証の写し	1	—	特仕 2.2	〃
管理技術者の経歴等	1	指定様式	〃	〃
担当技術者の資格証の写し	1	—	〃	〃
担当技術者の経歴等	1	指定様式	〃	〃
業務計画書	1	指定様式	共仕第 3 章 5	〃
履行体制図	1	—		〃
業務工程表	1	指定様式	約款第 3 条	〃

(中間時)履行報告

書類名	部数	様式	規定根拠等	備考
業務月報届（鑑）	1	指定様式	約款第 17 条	毎月 5 日までに
業務委託進捗状況報告書	1	〃	〃	〃
業務進捗状況表	1	〃	〃	〃
指示、承諾、協議、提出報告書	1	〃	特仕 2.4.(4)	協議後随時速やかに

(完了時)

書類名	部数	様式	規定根拠等	備考
業務完了通知書	1	指定様式	約款第 31 条	
成果品目録	1	—		
成果物	1	—	特仕 2.5	
電子納品 CD-R	2	—	特仕 2.4.(3)	
業務成果引渡書	1	指定様式	約款第 31 条	
請求書	1	指定様式	約款第 32 条	
その他発注者の指示するもの	1	—		

(必要時)

書類名	部数	様式	規定根拠等	備考
業務一部再委託（変更）承諾願い	1	指定様式	約款第 12 条	
管理技術者（担当技術者）変更届	1	〃	約款第 15 条	
使用承諾書	1	〃	約款第 33 条	
変更業務計画書	1	〃		変更後速やかに
履行期間延長願	1	〃	約款第 24 条	
修補通知書	1	〃	約款第 31 条	
修補完了通知書	1	〃	約款第 31 条	

※ 1 約款：那覇市業務委託契約約款（建築設計 A）

【別紙】

作成する図面目録一覧（案）

図面番号	図 面 名 称	縮尺
0	表紙（図面目録）	—
1	改修工事特記仕様書(1)	—
2	改修工事特記仕様書(2)	—
3	改修工事特記仕様書(3)	—
4	改修工事特記仕様書(4)	—
5	配置・案内図	—
6	仮設計画図	※調査職員との協議による
7	仕上表（改修前、改修後）	//
8	平面図（1）既存・地下2階（劣化調査含む）	//
9	平面図（2）既存・地下1階（劣化調査含む）	//
10	平面図（3）既存・地上1階（劣化調査含む）	//
11	平面図（4）既存・地上2階（劣化調査含む）	//
12	平面図（5）既存・地上3階（劣化調査含む）	//
13	平面図（6）既存・屋上（劣化調査含む）	//
14	平面図（1）改修・屋上	//
15	立面図（東西南北）	//
16	東立面図（劣化調査・補修内容含む）	//
17	南立面図（劣化調査・補修内容含む）	//
18	西立面図（劣化調査・補修内容含む）	//
19	北立面図（劣化調査・補修内容含む）	//
20	断面図	//
21	建具キープラン（2枚）	//
22	建具表（4枚）	//
23	雑詳細図（屋外階段、手すり等）	//
24	雑詳細図（ピクトグラム）	//
25	アスベスト仮設図面	//